

実施計画（平成 24 年度変更案）に対する環境審議会および栗東市の意見

1 滋賀県環境審議会の意見（平成 24 年 12 月 10 日）

実施計画案については妥当である。

なお、次の意見について配慮するよう申し添える。

- 1 工事中や工事後の周辺環境への影響をできる限り低減する対策を講じるとともに、効果確認のモニタリングや評価を行うこと。

なお、周辺環境への影響やモニタリング結果について周辺住民等に説明し協議する組織をつくるなど、リスクコミュニケーションに努めること。

- 2 将来にわたって安心できるよう、現地の状況を十分把握し、硫化水素ガス対策や底面遮水等について確実な施工を行うこと。
- 3 廃棄物の選別や汚染判定分析にあたっては、埋め戻し物の安全確保に十分配慮すること。
- 4 事業経費内訳や工事執行状況等の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすこと。
- 5 対策工事の進捗状況やモニタリングの状況等を定期的に当部会に報告すること。

2 栗東市の意見（平成 24 年 11 月 27 日）

下記のとおり意見を述べます。

- 1 対策工実施については、旧 R D 最終処分場周辺自治会（以下「周辺自治会」という。）との協定書および確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること。
- 2 住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の対策を確実に実施すること。
- 3 旧 R D 最終処分場跡地を早期に県有地化し、住民の安全・安心の確保に努めること。
- 4 旧 R D 最終処分場跡地の利用に関しては、市および周辺自治会等と協議すること。

実施計画（平成23年度当初案）に対する環境審議会および栗東市の意見

1 滋賀県環境審議会の意見（平成 23 年 12 月 28 日）

実施計画案については妥当である。

なお、次の意見について配慮するよう申し添える。

- 1 将来的な不安を残すことのないよう、原因物質や要因の除去に努めること。
- 2 対策工事の実施前や実施後も含めて、十分なモニタリング調査を行うこと。
- 3 有害物搬出先で適正な処理処分が行われているよう十分な確認を行うこと。

2 栗東市の意見（平成 23 年 12 月 5 日）

下記のとおり意見を述べます。

- 1 対策工実施については、R D問題周辺自治会連絡会との協定書および北尾団地自治会との確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること。
- 2 住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の高級対策を早急且つ確実に実施すること。
- 3 旧R D最終処分場跡地を早期に県有地化し、住民の安全・安心の確保に努めること。